



様式第3号（第4条関係）

情報部分開示決定通知書

取総発第934号

令和4年1月12日

■■■■■■■■■■様

取手市長 藤井 信吾



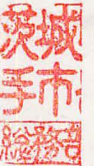
令和4年1月5日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、審査請求をし、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、3ページをご覧ください。

請求に係る情報の名称、内容	私の開示請求に対する昨年12月28日付取総発第901号「情報部分開示決定通知書」により開示された文書「No.2政治倫理審査会委員の決定について」の文中にある「各々の茨城県の上部登録機関へ推薦依頼を送付したところ、上記委員の推薦をいただいた」において、送付された推薦依頼および依頼に対する各機関からの回答それぞれが分かる文書（原本控えや文案含む）または電磁的記録	
開示の日時及び場所	日時	
	場所	郵送
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input checked="" type="checkbox"/> 送付希望） <input type="checkbox"/> 視聴 ※該当するところに、○印をつけます。	
開示することができない部分及び理由	1 開示することができない部分の概要 (1) 「取手市政治倫理審査会の専門委員の推薦について（依頼）」中、各専門委員に係る茨城県の上部登録機関（以下「登録機関」という。）の会長・支部長名 (2) 「推薦書」中、登録機関の会長・支部長名 (3) 「推薦書」中、登録機関の印影 (4) 「推薦書」中、政治倫理審査会専門委員の住所（番地以降）、年齢、連絡先	

	<p>2 理由</p> <p>(1) 上記1の(1), (2)及び(4)については, 取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(2) 上記1の(3)については, 取手市情報公開条例第7条第1項第2号に該当する情報であって, 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
所 管 課	<p>茨城県取手市役所 総務部 総務課</p> <p>郵便番号 : 302-8585</p> <p>連絡先住所 : 茨城県取手市寺田5139番地</p> <p>電話番号 : 0297-74-2141 (内線) 1125</p>
備 考	

- 注意 1 情報の開示を受ける場合は, この通知書を持参してください。
- 2 当日都合が悪い場合には, あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。



この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。

[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

